

地球温暖化対策推進事業費補助金（再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等
実証モデル事業）交付要綱

（通則）

第1条 地球温暖化対策推進事業費補助金（再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適化法」という。）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号、以下「適化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、大規模再生可能エネルギー発電施設に大型蓄電池を設置し、蓄電池容量を含めた効果的な設置方法及び制御手法を確立するとともに、これによる出力安定化及び変動緩和効果等の検証を行う事業に要する経費の一部を補助することにより、電力供給の安定化を通じた再生可能エネルギーの導入促進及び温室効果ガス排出削減を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「事業実施者」とは、第4条第1項の事業を実施する者をいう。
- 二 「大規模再生可能エネルギー発電施設」とは、一定規模以上の太陽光発電施設又は風力発電施設であって、発電した電気を一般電気事業者へ供給するものをいう。
- 三 「大型蓄電池」とは、大規模再生可能エネルギー発電施設から発電される電気の出力の制御等を行うために設置する蓄電池をいう。

（交付の対象事業）

第4条 環境大臣は、第2条の目的を達成するために実施する大型蓄電池を大規模再生可能エネルギー発電施設に整備する実証事業に要する経費のうち、補助金の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項に定める補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

ア 民間企業

イ 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

ウ 法律により直接設立された法人

エ その他環境大臣が適当と認める者（地方公共団体を除く）

- 3 2者以上の事業者が共同で事業を実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を交付の対象者とする。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。
- 4 他の法令及び予算に基づく補助金等（適化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。
- 5 第1項の事業の実施に関して必要な細目は、別に定める実施要領によるものとする
- 6 補助事業は公募により実施するものとし、公募に関して必要な細目は、環境省地球環境局長が別に定める公募要領によるものとする。

（交付額の算定方法）

第5条 この補助金の交付額は次の各号に定める方法により算出するものとし、交付額の算定に当たって、補助事業における仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額。以下単に「消費税等相当額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

- 一 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定する。
- 三 前号で選定された額と、第一号により算出された額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、これにより選定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、補助対象経費の内容については、別表第2を参照すること。

（申請手続）

第6条 この補助金の交付申請は、事業実施者が様式第1による交付申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

（交付決定の通知）

- 第7条 環境大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を事業実施者に送付するものとする。
- 2 環境大臣は、消費税等相当額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行う旨の条件を付すものとする。

（申請の取下げ）

第 8 条 事業実施者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の日から起算して 15 日以内にその旨を書面で環境大臣に申し出なければならない。

(契約等)

第 9 条 事業実施者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 事業実施者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとするときは、この要綱の各条項を内容とする契約を締結し、環境大臣に届け出なければならない。

(変更申請の承認)

第 10 条 事業実施者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第 3 による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第 11 条 事業実施者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第 4 による申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 事業内容の変更をしようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。
- 二 別表第 1 の第 2 欄に定める対象経費相互間の経費の配分の変更 (変更前のそれぞれの配分額の 15% 以内の変更を除く。) をしようとするとき。ただし、前号の事業内容の変更に伴い経費の配分変更をする場合は、事業内容の変更の手続をもって、これに替えるものとする。

2 環境大臣は前項の承認をする場合には、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第 12 条 事業実施者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第 5 による申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第 13 条 事業実施者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第 6 による報告書を環境大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日

が当該年度を越えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後 2 か月以内である場合は、この限りでない。

(状況報告)

第 14 条 事業実施者は、補助事業の遂行又は支出状況について環境大臣の要求があったときは、遅滞なく様式第 7 による状況報告書を環境大臣に提出しなければならない。

(事業実施者の合併・分割又は名称若しくは住所の変更)

第 15 条 事業実施者は、補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割又は名称若しくは住所の変更が生じたときは、遅滞なく環境大臣に報告しなければならない。

(実績報告書)

第 16 条 事業実施者は、補助事業を完了したとき（第 12 条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業を完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日）から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 8 による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

2 事業実施者は、第 5 条ただし書の定めるところにより交付額を算出した場合において、実績報告を提出するに当たって、補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 17 条 環境大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第 9 による交付額確定通知書により事業実施者に通知するものとする。

2 環境大臣は、事業実施者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とする。

4 環境大臣は、前項の返還期限内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第 18 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払をすることができる。

2 事業実施者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 10 による請求書を環境大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 19 条 環境大臣は、第 12 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- 一 事業実施者が、適化法、適化法施行令その他の法令若しくはこの要綱の規定に違反したことにより環境大臣の指示を受け、この指示に従わない場合
- 二 事業実施者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 事業実施者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 環境大臣は、前項の規定により交付決定の取り消しを行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除きその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第 20 条 事業実施者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 事業実施者は、取得財産等について、様式第 11 による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

3 環境大臣は、事業実施者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第 21 条 取得財産等のうち、適化法施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械器具、備品及びその他重要な財産とする。

2 適化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)で定める期間とする。

3 事業実施者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ環境省所管の補助金等で取得した財産の

処分承認基準について（平成 20 年 5 月 15 日付け環境会発第 080515002 号。以下「財産処分承認基準」という。）に定める別紙様式 1 による申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、財産処分承認基準に定める包括承認事項に係るものであって、財産処分承認基準に定める別紙様式 2 を環境大臣に報告し、受理されたものについては、環境大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。

4 前条第 3 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

5 前項の規定による納付については、第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

（補助金の経理等）

第 22 条 事業実施者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の用途を明らかにしておくとともに、支出額について、その支出内容を証する書類を整備しておかなければならない。

2 事業実施者は、前項の帳簿その他の証拠書類を補助事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

3 環境大臣は、必要があると認めるときは、事業実施者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

（消費税額等の確定）

第 23 条 事業実施者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第 12 により速やかに環境大臣に報告しなければならない。

2 環境大臣は前項の報告があった場合には、補助金に係る消費税等相当額の返還を命ずるものとする。

3 前項の納付については、第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

（補助事業の表示）

第 24 条 補助事業により整備された施設、機械器具には、環境省補助事業である旨、明示しなければならない。

（標準処理期間）

第 25 条 環境大臣は、第 6 条又は第 10 条に規定する申請書が到着した日から起算して、原則として 2 か月以内に交付の決定を行うものとする。

（収益納付）

第 26 条 環境大臣は、事業実施者がこの補助事業の成果によって相当の収益があったと認められる場合には、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交

付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。

(その他)

第 27 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省地球環境局長が別に定める。

附則

この要綱は平成 25 年 2 月 26 日から施行する。

別表第 1

1 事業区分	2 補助対象経費	3 基準額
再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業	事業を行うために導入する大型蓄電池の整備に必要なとなる本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	環境大臣が必要と認めた額

別表第 2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、準備、後片付け整地等に要する費用、機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、技術管理に要する費用、交通の管理、安全施設に要する費用</p>

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
事務費		現場管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
		一般管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費		<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
	測量及試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p>

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
号	区 分		率
1	5,000万円以下の金額に対して		6 . 5 %
2	5,000万円を超え 1 億円以下の金額に対して		5 . 5 %
3	1 億円を超える金額に対して		4 . 5 %

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、用途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料 及賃借 料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料(借料)をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	備品購 入費		この費目から支弁される事務用品類、参考図書、現場作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、用途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。	

様式第1（第6条関係）

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

事業実施者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 年度地球温暖化対策推進事業費補助金（再生可能エネルギー
導入のための蓄電池制御等実証モデル事業）交付申請書

地球温暖化対策推進事業費補助金（再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証
モデル事業）交付要綱第6条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請い
たします。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
別紙1 実施計画書のとおり
- 2 補助金交付申請額 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 3 補助事業に要する経費及び補助金の配分額
別紙2 経費内訳のとおり
- 4 補助事業の開始及び完了予定年月日
交付決定日 ~ 年 月 日
- 5 その他参考資料

- 注1 この申請書には、経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書）及び定款又は寄附行為を添付すること。
- 2 その他参考資料については、事業ごとに必要となる参考資料、仕様書、見積書及び各種計算書等を添付すること。

別紙 1

再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業 実施計画書

事業の名称					
事業実施の団体名 (代表事業者)					
事業実施の代表者	氏名				
	所属部署				
	役職				
事業実施の担当者	所在地				
	電話/FAX				
	E-mailアドレス				
経理責任者	氏名				
	所属部署				
	役職				
共同事業者	所在地				
	電話/FAX				
	E-mailアドレス				
共同事業者	団体名	事業実施責任者			
		氏名	所属部署・役職名	電話/FAX	E-mailアドレス
事業の概要	事業の概要を100～200字程度で記載し、その際、設置する大型蓄電池の規模や連結する大規模再生可能エネルギー発電施設の概要を必ず記載すること。				

事業実施場所	【大型蓄電池の設置場所と土地利用状況を記載のうえ、大規模再生可能エネルギー発電施設及び設置する大型蓄電池の位置関係や設置概況がわかる図面等を添付すること】
事業実施期間	事業の実施期間を記載すること。 例：交付決定日～平成 年 月 日
事業費（総事業費及び補助金所要額）	
事業の効果・有望性	<p>【大型蓄電池に連結する大規模再生可能エネルギー発電施設の種類や能力等】</p> <p>定格出力を必ず記載すること</p> <p>【大型蓄電池の種類・能力・特性・発電設備の出力に対する割合】</p> <p>【大型蓄電池による出力制御方法及び想定する出力安定化効果】</p> <p>【地域特有の背景及び地理的条件】</p> <p>当該地域において再生可能エネルギー導入量を拡大する際に問題となる課題や特筆すべき地理的な条件等を記載すること</p> <p>【温室効果ガス削減に係る効果及びコストの検証方法】</p> <p>大型蓄電池の設置による効果及びコストをどのように検証するのか、具体的に想定している方法を記載すること（別紙とする場合は2ページ以内とすること）</p>
事業の実施体制	<p>【事業の実施体制】</p> <p>【設備の管理体制】</p> <p>・電気事業法に基づく技術管理者等の配置計画等</p>
資金計画	事業収支と事業資金の調達計画（方法）を記載すること
備考	他の助成制度でこれまで類似の事業を行っている場合は本事業との関連について簡潔に記載すること

注：記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用するか、別葉に記載すること。

別紙 2

再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業 経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 〔(1) - (2)〕	(4) 補助対象経費 支出予定額	
	円	円	円	円	
	(5) 基準額	(6) 選定額 〔(4)と(5)を比較して少ない方の額〕	(7) 国庫補助基本額 〔(3)と(6)を比較して少ない方の額〕	(8) 補助金所要額 〔(7)の額を記載〕	
	円	円	円	円	
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目	金額	積算内訳			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 交付要綱『別表第2』の経費区分・費目に従って記載すること。 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 経費区分・費目に従って、各項目ごとにまとめて記載すること。 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 金額の算出根拠が明確になるように記載し、見積書と対比できるようにすること。 </div>			
合計	円				
購入予定の主な財産の内訳（価格が50万円以上のもの）					
名称	仕様	数量	単価	金額	購入予定時期

平成 年度地球温暖化対策推進事業費補助金 (再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業) 交付決定通知書

事業実施者

平成 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった平成 年度地球温暖化対策推進事業費補助金 (再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業) については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。) 第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

平成 年 月 日

環境大臣 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助金の国庫補助基本額及び交付決定額は次のとおりである。
国庫補助基本額 金 円 交付決定額 金 円
ただし、事業の内容を変更する場合において、国庫補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 事業実施者は、適化法、同法施行令 (昭和 30 年政令第 255 号) 及び地球温暖化対策推進事業費補助金 (再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業) 交付要綱 (平成 年 月 日環地温発第 号) に従わなければならない。
- 6 この交付決定に不服があるとき、申請の取り下げをすることができる期限は平成 年 月 日とする。
- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱の定めるところにより、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

様式第3（第10条関係）

番 号
平成 年 月 日

環境大臣 殿

事業実施者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 年度地球温暖化対策推進事業費補助金（再生可能エネルギー
導入のための蓄電池制御等実証モデル事業）変更交付申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた地球温暖化
対策推進事業費補助金（再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業）
を下記のとおり変更したいので、地球温暖化対策推進事業費補助金（再生可能エネルギー
導入のための蓄電池制御等実証モデル事業）交付要綱第10条の規定に基づき関係書類を添
えて申請します。

記

- 1 国庫補助変更申請額
- 2 変更内容
- 3 変更理由
（注）具体的に記載する。

- 注1 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載すること。
2 添付書類は、様式第1に準じて変更部分について作成することとし、別紙2につい
ては、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第4（第11条関係）

番 号
平成 年 月 日

環境大臣 殿

事業実施者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 年度地球温暖化対策推進事業費補助金（再生可能エネルギー
導入のための蓄電池制御等実証モデル事業）計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた地球温暖化
対策推進事業費補助金（再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業）
の計画を下記のとおり変更したいので、地球温暖化対策推進事業費補助金（再生可能エネ
ルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業）交付要綱第11条第1項の規定に基づき
関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響

注1 事業の内容を変更する場合にあつては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載し
て添付すること。

2 経費の配分を変更する場合にあつては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に
（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

様式第 5 (第 12 条関係)

番 号
平成 年 月 日

環境大臣 殿

事業実施者 住 所
氏 名 又 は 名 称
代表者の職・氏名 印

平成 年度地球温暖化対策推進事業費補助金（再生可能エネルギー
導入のための蓄電池制御等実証モデル事業）中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた地球温暖化
対策推進事業費補助金（再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業）
を下記のとおり中止（廃止）したいので、地球温暖化対策推進事業費補助金（再生可能エ
ネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業）交付要綱第 12 条の規定に基づき関係
書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の期間
- 3 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 4 中止（廃止）後の措置

注 中止（廃止）までに実施した事業の内容を記載した書類及び様式第 1 の別紙 2 に中
止（廃止）前の金額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）後の金額を下段に記載した 書
類を添付すること。

様式第 6 (第 13 条関係)

番 号
平成 年 月 日

環境大臣 殿

事業実施者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 年度地球温暖化対策推進事業費補助金 (再生可能エネルギー
導入のための蓄電池制御等実証モデル事業) 遅延報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた地球温暖化
対策推進事業費補助金 (再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業)
の遅延について、地球温暖化対策推進事業費補助金 (再生可能エネルギー導入のための蓄
電池制御等実証モデル事業) 交付要綱第 13 条の規定に基づき下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

注 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付す
ること。

様式第7（第14条関係）

番 号
平成 年 月 日

環境大臣 殿

事業実施者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 年度地球温暖化対策推進事業費補助金（再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業）遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた地球温暖化対策推進事業費補助金（再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業）の遂行状況について、地球温暖化対策推進事業費補助金（再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業）交付要綱第14条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

補助事業の名称：

経費の区分	計画額（円）	実施額（円）	遂行状況

様式第 8 (第 16 条関係)

番 号
平成 年 月 日

環境大臣 殿

事業実施者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 年度地球温暖化対策推進事業費補助金 (再生可能エネルギー
導入のための蓄電池制御等実証モデル事業) 実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた地球温暖化
対策推進事業費補助金 (再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業)
を完了 (中止・廃止) しましたので、地球温暖化対策推進事業費補助金 (再生可能エネル
ギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業) 交付要綱第 16 条の規定に基づき下記のと
おり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円 (平成 年 月 日 番号)
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 2 補助事業の実施状況
(1) 補助事業の内容
(2) 補助事業の効果
- 3 補助金の経費収支実績
別紙のとおり
- 4 添付資料
(1) 完成図書 (工事完了届、検収書等各種手続に係る書面の写しを含む。)
(2) 写真 (工程等が分かるもの。)
(3) その他参考資料 (領収書等を含む。)

別紙

再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業 精算調書

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 〔(1) - (2)〕	(4) 補助対象経費 支出額	
	円	円	円	円	
	(5) 基準額	(6) 選定額 〔(4)と(5)を比較して少ない方の額〕	(7) 国庫補助基本額 〔(3)と(6)を比較して少ない方の額〕	(8) 補助金所要額 〔(7)の額を記載〕	
	円	円	円	円	
	(9) 補助金交付決定額	(10) 過不足額 〔(9) - (8)〕			
	円	円			
補助対象経費実支出額内訳					
経費区分・費目		金額	積算内訳		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 交付要綱『別表第2』の経費区分・費目に従って記載すること。 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 経費区分・費目に従って、各項目ごとにまとめて記載すること。 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 金額の算出根拠が明確になるように記載し、請求書等と対比できるようにすること。 </div>		
合計		円			
購入した財産の内訳（価格が 50 万円以上のもの）					
名称	仕様	数量	単価	金額	購入時期

様式第9（第17条関係）

第 号

平成 年度地球温暖化対策推進事業費補助金（再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業）交付額確定通知書

事業実施者

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した平成 年度地球温暖化対策推進事業費補助金（再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業）については、平成 年 月 日付けの事業実績報告書に基づき、下記のとおり確定したので、地球温暖化対策推進事業費補助金（再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業）交付要綱第17条第1項の規定により通知する。

平成 年 月 日

環境大臣 印

記

確 定 額 金 円

様式第10（第18条関係）

番 号
平成 年 月 日

環境大臣 殿

事業実施者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 年度地球温暖化対策推進事業費補助金（再生可能エネルギー
導入のための蓄電池制御等実証モデル事業）概算（精算）払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定（交付額確定）の通知を
受けた地球温暖化対策推進事業費補助金（再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等
実証モデル事業）の概算払（精算払）を受けたいので、地球温暖化対策推進事業費補助金
（再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業）交付要綱第18条第2項
の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 請求金額の内訳

（概算払の場合）

（単位：千円）

経費区分	交付 決定額	支出費用状況			概算払 受領済額	差引 請求額
		実績額	見込額	合計 = +		
計						

（精算払の場合）

（単位：千円）

交付決定額	確定額	概算払受領済額	差引請求額
			-

3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

4 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

様式第 11 (第 20 条関係)

取 得 財 産 等 管 理 台 帳 (平 成 年 度)

財 産 名 (備 品 等 名)	規 格	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	取 得 年 月 日	耐 用 年 数	設 置 又 は 保 管 場 所

- 注 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は増加価格が地球温暖化対策推進事業費補助金（再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業）交付要綱第 21 条第 1 項に規定する処分制限額以上の財産とする。
- 2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第 12 (第 23 条関係)

番 号
平成 年 月 日

環境大臣 殿

事業実施者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
(再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業業)

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた地球温暖化対策推進事業費補助金 (再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業業) について、地球温暖化対策推進事業費補助金 (再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業) 交付要綱第 23 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額 (交付要綱第 17 条第 1 項による額の確定額)
円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税
に係る仕入控除税額 円

注 別紙として積算の内容を添付し、金額の算出根拠が明確になるように詳細に記載し、見積書と対比できるようにすること。